



平成 18 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 フジ日本精糖株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 渡辺 彰三  
(コード番号 2114 東証 2 部)  
問 合 せ 先 常務取締役 江口 達夫  
(TEL 03-3667-7811)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 17 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 8 3 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 現行定款第 2 条第 6 号につきましては、当該事業から撤退したことにより、削除することにしたものであります。現行定款第 2 条第 11 号につきましては、今後の事業の拡大、発展に備え目的を一部追加することとしたものであります。第 6 号の削除に伴い、7 号以下につきましては号数を繰り上げるものであります。
- (2) 現行定款第 4 条につきましては、「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号) が平成 17 年 2 月 1 日に施行され、インターネットのホームページ上に公告を掲載する電子公告制度が導入されたことに伴い、当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号) ならびに「会社計算規則」(同第 13 号) が平成 18 年 5 月 1 日施行されたことに伴い、以下のとおり規定の新設および変更を行うものであります。

- ① 株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人の機関を置く旨の規定の新設（変更案第4条）
  - ② 株券を発行する旨の規定の新設（変更案第7条）
  - ③ 単元未満株主の権利を明確にするための規定の新設（変更案第11条）
  - ④ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報をインターネットによって開示できる規定の新設（変更案第17条）
  - ⑤ 取締役会における書面決議が認められたことに伴う規定の新設（変更案第28条）
  - ⑥ 会計監査人を会社の機関としたことによる会計監査人に係る規定の新設（変更案第6章各条）
  - ⑦ 取締役会の決議による剰余金の配当ができる規定の新設（変更案第45条）
  - ⑧ その他全般にわたる、会社法の施行に伴う字句の修正、条文の整備、構成の整理ならびに条数の変更。
- (4) 今回の定款変更に併せ定款全般を見直し、各条に「条見出し」を付すと共に、今後の事業の拡大、発展のため機動的な経営を目指し所要の変更を行うものであります。
- ① 法令で規定されているまたは他の社内規程で規定されており、定款で規定する必要のない条項の削除（現行定款第10条、第14条、第24条の削除）
  - ② 当社の経営規模に応じた最適な経営の意思決定体制を構築するため、現行定款第21条に定める取締役の員数を現行の3名以上から10名以内に変更するものであります。（変更案第21条）
  - ③ 当社の経営規模に応じた最適な監査体制を構築するため、現行定款第30条に定める監査役の員数を現行の3名以上から5名以内に変更するものであります。（変更案第32条）
  - ④ 取締役会、監査役会の運営を円滑に行うための規程を整備していることを明確にするための規定の新設（変更案第30条、第39条）

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日程

株主総会開催日 平成18年6月23日（金曜日）

定款変更ほか同日効力発生

以上

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 当社はフジ日本精糖株式会社と称する。 英文では Fuji Nihon Seito Corporation と表示する。</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 精製糖製造、加工並びに販売</li><li>2. 砂糖以外の糖類の製造、加工並びに販売</li><li>3. 食品添加物、飼料添加物の製造並びに販売</li><li>4. きのこと類の栽培、加工並びに販売</li><li>5. 食料品の輸出入並びに販売</li><li>6. <u>畜産物（ハム・ソーセージなど）の製造、輸出入並びに販売</u></li><li>7. <u>花卉園芸用資材の製造並びに販売</u></li><li>8. <u>園芸植物の栽培、加工並びに販売</u></li><li>9. <u>肥料の製造並びに販売</u></li><li>10. <u>菓子の製造並びに販売</u></li><li>11. <u>不動産の賃貸借並びに管理</u></li><li>12. <u>倉庫業</u></li><li>13. <u>前各号に付帯または関連する一切の事業</u></li></ol> <p>第3条 当社は本社を東京都中央区に置く。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>第4条 当社の公告は日本経済新聞にこれを掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p><u>(商号)</u></p> <p>第1条 当社は、<u>フジ</u>日本精糖株式会社と称する。英文では Fuji Nihon Seito Corporationと表示する。</p> <p><u>(目的)</u></p> <p>第2条 当社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(5) (内容は現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>6. <u>花卉園芸用資材の製造並びに販売</u></li><li>7. <u>園芸植物の栽培、加工並びに販売</u></li><li>8. <u>肥料の製造並びに販売</u></li><li>9. <u>菓子の製造並びに販売</u></li><li>10. <u>不動産の売買、賃貸借、管理並びにその仲介</u></li><li>11. <u>倉庫業</u></li><li>12. <u>前各号に付帯または関連する一切の事業</u></li></ol> <p><u>(本店の所在地)</u></p> <p>第3条 当社は、<u>本</u>社を東京都中央区に置く。</p> <p><u>(機関)</u></p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li><u>(1) 取締役会</u></li><li><u>(2) 監査役</u></li><li><u>(3) 監査役会</u></li><li><u>(4) 会計監査人</u></li></ol> <p><u>(公告方法)</u></p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由に</u></p>

<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 5 条 当社の <u>発行する株式の総数</u> は 110,000,000 株とする。  <u>但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>第 6 条 当社は、取締役会の決議により自己株式を <u>買受けることができる。</u></p> <p>第 7 条 当社の <u>1 単元の株式の数は</u> 1,000 株とする。</p> <p>第 8 条 当社は、<u>1 単元の株式数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という) に係る株券を発行しない。</u></p> <p>第 9 条 当社の <u>単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ) は所有する単元未満株式の数と併せて 1 単元の株式の数となるべき数の株式を会社に対して売渡すことを請求 (以下「買増し請求」という) することができる。但し、買増し請求がある時に、当社が譲渡すべき数の株式を所有していない場合はこの限りではない。買増し請求を行うことができる時期、請求の方法等については取締役会の定める株式取扱規定による。</u></p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p style="text-align: center;">(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の <u>発行可能株式総数は</u>、110,000,000 株とする。  (削除)</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p style="text-align: center;">(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の定めにより取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の <u>単元株式数は</u>、1,000 株とする。  2 <u>当社は、本規程の第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 10 条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ) は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 11 条 当社の <u>単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>  (1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u>  (2) <u>募集株式または募集新株予約権の割当を</u></p>
--	---

第 10 条 当社が発行する株券の種類については、取締役会で定める株式取扱規定による。

第11条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。  
名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。  
当社の株主名簿、実質株主名簿（以下株主名簿等という）及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、諸届の受理、株券の再交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り及び売渡し等株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ当社においてはこれを取り扱わない。

第12条 株式の名義書換、質権に関する登録またはその抹消、株券の再発行、株券喪失登録、単元未満株式の買取り及び売渡し等に関する手続並びにその手数料については、一般の慣行を参酌し取締役会で定める株式取扱規定による。

第 13 条 当社は毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。前項のほか必要がある場合は予め公告して一定の日における最終の株主名簿等に記載または記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主とする。

第 14 条 外国居住の株主は日本国内に仮住所又は代理人を定め当社に届出なければならない。またその変更あるときは同様とする。

第 3 章 株主総会

受ける権利

(3) 前条に定める請求をする権利

(削除)

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(第 15 条へ移設)

(削除)

第 3 章 株主総会

第15条 株主総会は定時総会及び臨時総会の2種とする。定時総会は毎年1回6月にこれを開き臨時総会は必要ある場合これを招集する。

(第13条から移設)

第16条 株主総会は取締役社長がこれを招集する。株主総会の議長は取締役社長これに任じ取締役社長支障あるときは取締役副社長、専務取締役、常務取締役の順でこれに任じ、全てに支障あるときは他の取締役これに代わる。

(新設)

第17条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き出席株主の議決権の過半数をもって行う。  
商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条 株主または法定代理人が代理人をもってその議決権を行使しようとするときはその代理人は当会社の議決権を有する株主とする。  
この場合には、総会毎に代理権を証する

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによるべき株主総会の決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 この場合には、総会ごとに代理権を証明する書面の提出を要する。

<p>書面の提出を要する。</p> <p>第19条 株主総会の議事録には議長及び出席した取締役が記名押印して会社に保存する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (第21条より移設)</p> <p>第20条 取締役は株主総会に於て選任する。 取締役の選任決議については総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>第21条 当社の取締役は3名以上とする。</p> <p>第22条 取締役の任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠または増員により就任した取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了の時までとする。</p> <p>第23条 取締役会の決議により取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。 会社を代表すべき取締役は取締役会の決議で定める。 取締役会の決議により相談役及び参与を置くことができる。</p> <p>第24条 当社の取締役が同種営業を目的とする他の会社の無限責任社員となるには取締役会の認許を得ることを要する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第20条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第21条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(第21条へ移設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p>
---	--

<p>第 25 条 <u>取締役会は特に法令または定款の定める事項のほか当会社の重要な業務執行を決定する。</u>  <u>取締役会は取締役社長若しくは取締役副社長、専務取締役或いは常務取締役がこれを招集し、議長を務める。その通知は会日の少なくとも4 日前に各取締役及び各監査役に発する。但し、緊急の場合はこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: right;">(分離新設)</p>	<p>第 25 条 <u>取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u>  2 <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 <u>取締役会の招集通知は、会日の4 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  2 <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(取締役会の決議方法)</p>
<p>第26条 <u>取締役会の決議は取締役の過半数出席しその<u>取締役の過半数</u>をもって行う。</u></p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>第 27 条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 28 条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異義を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(取締役会の議事録)</p>
<p>第27条 <u>取締役会の議事録には出席した取締役及び監査役が記名押印して会社に保存する。</u></p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>第 29 条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p style="text-align: center;">(取締役会規程)</p> <p>第 30 条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>

<p>第28条 取締役の報酬は株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(第30条より移設)</p> <p>第29条 監査役は株主総会に於て選任する。 監査役の選任決議については総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第30条 当社の監査役は3名以上とする。</p> <p>第31条 監査役の任期は就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠として就任した監査役の任期は退任した監査役の任期の満了の時までとする。</p> <p>第32条 監査役は互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は会日の少なくとも4日前に各監査役に発する。 但し、緊急の場合はこの限りでない。</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めあ</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第32条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(第32条へ移設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、会日の4日前に各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p>
---	---

<p>る場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	
<p>第35条 監査役会の議事録には出席した監査役が記名押印して会社に保存する。</p>	<p>(監査役会の議事録) 第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役会規程) 第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>第36条 監査役の報酬は株主総会の決議によりこれを定める。</p>	<p>(監査役の報酬等) 第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 6 章 会計監査人 (会計監査人の選任) 第 41 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 会計監査人の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の任期) 第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内を終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>第6章 計算</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
<p>第37条 当会社の営業年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。</p>	<p>第 7 章 計算 (事業年度) 第 44 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p>
	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p>

<p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>第38条 <u>利益配当金は毎決算期末日現在の株主名簿等に記載または記録された株主もしくは登録質権者にこれを支払うものとする。</u></p> <p>第39条 <u>当社は取締役会の決議をもって毎年9月30日現在の株主名簿等に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第40条 <u>利益配当金及び中間配当金は支払開始の日より3ヵ年を経過したときは当会社に帰属する。</u></p>	<p>第45条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第46条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p><u>(削除) (第49条に包含)</u></p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u></p> <p>第47条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日より3ヵ年を経過してもなお受領されないときは当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>
--	--

以上